

事 務 連 絡
令和3年11月5日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課 御中
附属中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校を置く
各国公立大学法人附属学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

臓器移植に関する普及啓発のための中学生向けパンフレットについて

この度、厚生労働省から、別添のとおり、臓器移植に関する普及啓発のため、令和3年度の中学2年生（令和4年度の中学3年生）を対象に、パンフレット「いのちの贈りもの」を全国の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）（以下、「中学校等」という。）及び都道府県・市町村教育委員会に配布するとの連絡がありました。

本パンフレットについては、令和3年11月中旬以降に厚生労働省から都道府県・市町村教育委員会及び域内の中学校等に直接配布されることとなっています。また、パンフレットの活用方法については、各学校で適宜御判断いただくようお願いいたします。

なお、当該パンフレットに係る問合せについては、下記の厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室に直接お問い合わせください。

このことについて、各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、域内の学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県私立学校事務担当課におかれては、所轄の学校等及び学校法人等に対して、各国公立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の学校等に対して、適切に御周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）

【パンフレットに係る問合せ先】

厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室
電話 03-5253-1111（内線2365）

健 移 発 1015 第 1 号
令和 3 年 10 月 15 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

臓器移植に関する普及啓発事業について（協力依頼）

標記について、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）に基づき、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、平成 16 年度から、中学生向けのパンフレットを作成・配布しております。

今年度におきましては、当該パンフレットを各中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）の 2 年生及び都道府県・市町村教育委員会へ直接配布することとしておりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、文教関係者等に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該パンフレットは、中学校等の 3 年生の授業にてご活用いただきたいと考えておりますため、各学校の次年度教育課程の検討がなされている時期にご参照いただけるよう、現在の 2 年生宛てに配布しておりますことを申し添えます。

臓器提供や臓器移植についてみなさんがどう考えているのか 家族とよく話し合ってみましょう

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

臓器移植に関するお問い合わせを受け付けています。

(公社)日本臓器移植ネットワーク

☎0120-78-1069 (平日9:00-17:30)

ウェブサイトにもさまざまな情報が掲載されています。

臓器移植

検索

<https://www.jotnw.or.jp/>



眼球(角膜)の移植についてはこちらまでお問い合わせください。

(公財)日本アイバンク協会

TEL.03-3293-6616

アイバンク

検索

<http://www.j-eyebank.or.jp/>



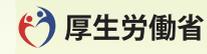
おく いのちの贈りもの



グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

INDEX

- 考えよう。話し合おう。……………1
- あなたは考えたことがありますか？……………2
- 臓器移植ってなんだろう？……………3
- 移植が必要な患者さんはどれくらいいるの？……………3
- 脳死と心臓死……………4
- 臓器を提供した人の家族の話……………5
- 臓器移植を受けた人の話……………5
- 臓器提供の意思表示……………6



考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植により命が助かるかもしれないとしたら、「臓器移植を受けたい」ですか、それとも「受けたくない」ですか？

もし自分や家族が死に直面したとき、「提供できる臓器をあげたい」ですか、それとも「あげたくない」ですか？

どれも大切な「自分の気持ち」で

す。正解も不正解もありませんが、「あなた」はどうですか？よく考えてみましょう。

また、**本人の気持ちが分からない場合は、臓器提供をするかどうかは残された家族だけで決めることになりません。みなさんがどう考えているのか家族に伝え、家族とよく話し合っておくことが大切です。**

よく話し合ってみましょう



どの気持ちも守られます

「移植医療に関する世論調査」※
(平成29年8月 内閣府大臣官房政府広報室)

あなたは、これまでに、ご家族や親しい方のうちどなたかと臓器提供や臓器移植について話をしたことがありますか、話をしたことがありますか。

話をしたことがある 35.4% 話をしたことがない 64.2% わからない 0.4%



※調査報告書は内閣府ホームページで公表しています。<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-ishoku/index.html>

あなたは考えたことがありますか？

みなさんは「死」について考えたことがありますか？

つい、さっきまで元気だった人が、交通事故で死んでしまうかもしれません。何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながるかもしれません。

もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な

状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能しなくなったために苦しんでいる人、死と向き合っている人に提供することができます。

どんなに健康な人にも、残念ながら寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いつかは「死」がやってきます。

脳死で臓器を提供した方の人数

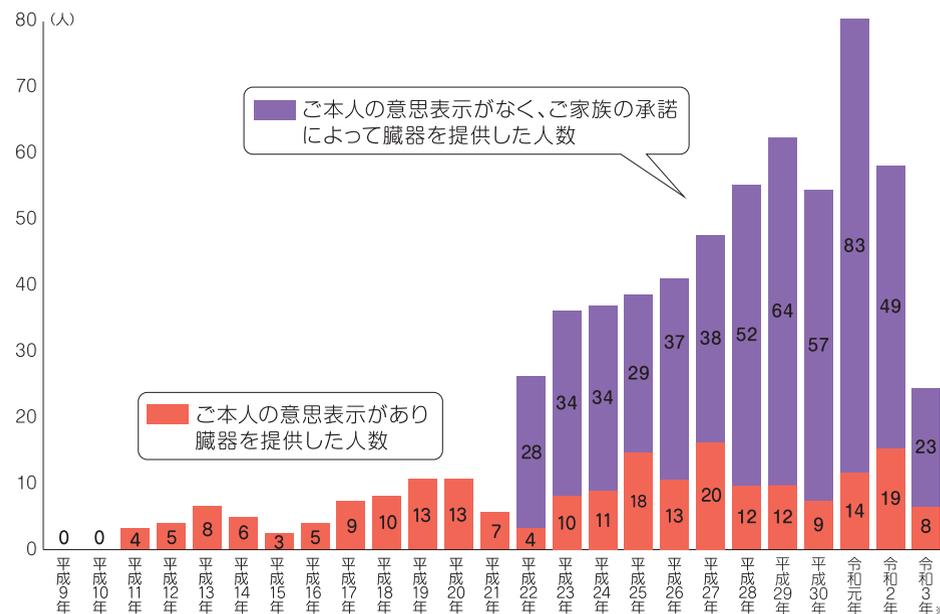
平成9年10月～令和3年6月

合計761人

ご本人の意思表示がなく、ご家族の承諾によって臓器を提供した人数

528人

平成22年から、本人の意思表示が不明でも、ご家族の判断だけで臓器の提供ができるようになりました。



※令和3年6月30日現在

臓器移植ってなんだろう？

人間のからだの中には、心臓・肺・肝臓・腎臓などの臓器があり、それぞれが決められた仕事をしています。

でも、薬や手術では治せないほど臓器が機能しなくなった時、亡くなった方のまだ健康な臓器と交換することで元気なからだを取り戻

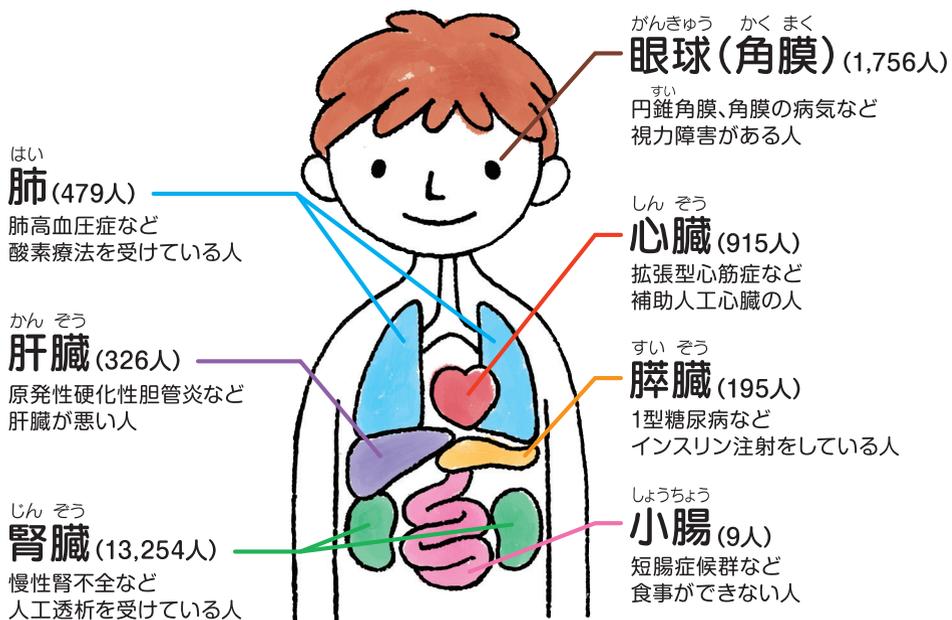
す治療法が「臓器移植」です。臓器を提供する人を**ドナー**といい、移植を受ける人を**レシピエント**といいます。



移植が必要な患者さんはどれくらいいるの？

臓器移植ネットワークとアイバンクに登録できる臓器と主な病気

(令和3年6月30日現在の移植希望登録者数(眼球のみ令和3年5月30日現在))



※(公社)日本臓器移植ネットワーク及び(公財)日本アイバンク協会調べ

脳死と心臓死

人が臓器を提供する場合の「死」には、2種類あることを知っていますか？

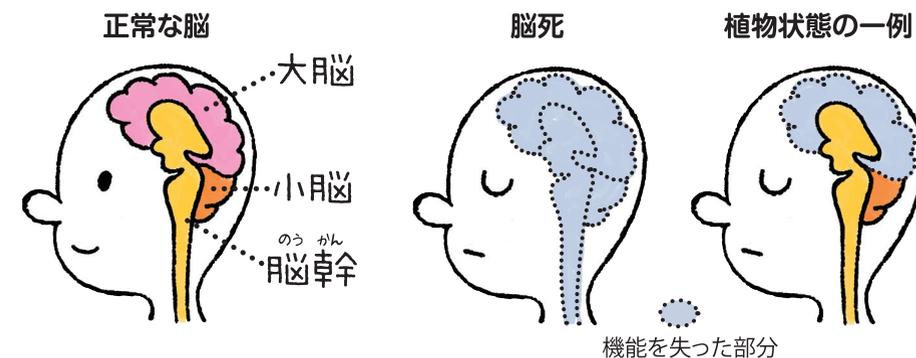
1つは、心臓が止まって血液が流れなくなる「**心臓死**」です。こうなった人のからだは、だんだん冷たくなっていきます。心臓死の場合に提供することができる臓器は、腎臓・膵臓・眼球です。

もう1つは、「**脳**」が機能しなくなる「**脳死**」です。事故や病気などで脳が傷ついて、すべての機能を失ってしまうと、意識がなくなり、呼吸は止まってしまいます。しかし、機械を使って、酸素を肺に送ると、心臓

はしばらく動き続け、このとき「からだはあたたかい」状態です。しかし、一度「脳死」の状態になってしまうと、もとの元気な姿にもどることはなく、やがて心臓も止まってしまいます。多くの国々では、脳死は人の死とされています。日本でも1997年に臓器移植法(臓器の移植に関する法律)ができ、**脳死で臓器を提供する場合に限り、脳死を人の死とすること**になりました。

脳死の場合に提供することができる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球です。

正常な脳、脳死、植物状態の一例



意識がなく、脳死と同じように見える植物状態は、**脳幹**の機能が残っていて、自分で呼吸できることが多く、回復する可能性もあり、脳死とはまったく違います。

